

令和4年12月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年12月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社亜細亜交通社大功バス (法人番号: 9040001044835) 代表者 飯田 忠光
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市寺台242-3 (本社営業所) 千葉県成田市寺台242-3
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第43条の15第9項
(6) 違反行為の概要	道路運送法第43条の15第4項の規定により、一般貸切旅客自動車運送適正化機関（公益財団法人関東貸切バス適正化センター）に対し、負担金を納付する義務があるにもかかわらず、令和2年度分の負担金を納付せず、令和4年1月5日付け関自旅一第1277号による負担金納付命令（納付期限令和4年2月4日）に従わなかったこと。(1)負担金納付命令違反(道路運送法第43条の15第9項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年12月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年12月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社オン・タイム (法人番号: 2010401006279) 代表者 今井 信夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区東麻布2-20-2 (本社営業所) 東京都港区東麻布2-20-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年8月3日及び令和4年8月22日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 26点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)